

裁判所には、裁判員が不公平な裁判を行うおそれが疑われる事情があると認めた場合でも、当事者に情報提供すべき訴訟法上の義務はないとした事例

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 4 月 22 日

【事 件 番 号】 令和 2 年（う）第 162 号

【事 件 名】 現住建造物等放火、器物損壊、威力業務妨害、非現住建造物等放火被告事件

【裁 判 結 果】 控訴棄却

【参 照 法 令】 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 41 条・43 条・102 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25570883

香川大学准教授 吉井 匡

事実の概要

被告人は、いずれも同一県内の別の場所で別の日時に発生した放火等を行ったとして、現住建造物等放火、器物損壊、威力業務妨害、非現住建造物等放火の疑いで起訴された。

原審の主な争点は、現住性の認識の有無、延焼可能性の認識の有無、犯人性、そして責任能力の有無及び程度であった。原審は、被告人の認識や犯人性を肯定し、完全責任能力を認め、被告人を検察官の求刑通りの懲役 7 年の刑に処した。

原判決後、担当検察官と原審弁護人は、原審裁判所の刑事訟廷管理官から、「裁判員 2 名が公判中に傍聴人から声を掛けられ、一方的に話を聞かされた」ということがあった旨の報告を受けた。

そこで弁護人は、「原審の公判が行われている間に、起訴されていない放火事件の関係者と推測される人物が、裁判員 2 名に対し、起訴されていない被告人の犯罪行為に関する話をして不当に干渉し、前記裁判員について、不公平な裁判をするおそれのある事情が生じたにもかかわらず、弁護人らに速やかにその事実を通知しなかった原審裁判所の対応は、原審弁護人に裁判員の解任を請求する機会を奪い、公平な裁判を受ける権利を害するもので、判決に影響を及ぼす訴訟手続の法令違反がある」旨、控訴審において主張した。

判決の要旨

控訴審は、担当検察官と原審弁護人に対してなされた報告の内容について、以下の通り認定した。

「〔1〕 原審の裁判員 2 名が、公判中に、裁判所敷地外の喫煙所において、傍聴人から被告人に関する本件以外のものと思われる放火事件のことや窃盗事件等について一方的に話を聞かされたこと、〔2〕 傍聴人から聞かされた話の内容は、その裁判員が覚えている限り、『裁判員ってどう選ばれるの』『私、A なんだけど』『B に住んでいて被害にあった者なんだけど、そのときに B で 20 件くらい不審火があった、あの人だよ。』『うちを燃やされた。』『婦人会で財布が 2 回くらいなくなったことがあった』というものであったこと、〔3〕 当該裁判員は傍聴人の接触が判決に影響したことはない」と述べていること」。

その上で、控訴審は次のように判示した。

「しかしながら、前記の報告内容だけでは、所論がいうように、原審裁判所が、判決期日までに、所論指摘の裁判員について生じた事情について知っていたかどうかは判然とせず、仮に裁判所が知っていなかったのであれば、そもそも義務違反の主張の前提を欠くことになるが、そもそも、その点を解明するまでもなく、後記のとおり、裁判所には、所論が指摘するような、裁判員について生じた事情を訴訟当事者に報告する訴訟法上の義務はないから、所論は失当である。

すなわち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下「裁判員法」という。）は、41 条において、訴訟当事者に、同条 1 項各号のいずれかに該当することを理由に裁判員の解任を請求することを認めているが、43 条は裁判所の職権による解任手続を規定しているから、裁判所が、裁判員について、裁判員法 41 条 1 項 7 号所定の不公

平な裁判を行うおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると思料するときは、43条所定の手続により、職権による解任手続を進めるべきであるし、他方、裁判所が、裁判員法41条1項7号所定の不公平な裁判を行うおそれがあると疑うに足りないと判断した場合には、そもそも解任は必要ないことになる。そうすると、裁判所は、裁判員について、裁判員法41条1項7号所定の不公平な裁判を行うおそれが疑われる事情があると認めた場合には、必要な範囲で裁判所として事情を確認し、確認した事情を踏まえて43条所定の手続をとるかどうかを検討すれば足り、当事者に解任請求の機会を与えるために情報提供すべき訴訟法上の義務はないというべきであり、そのような義務を定める規定がないのもその趣旨と考えられる。以上によれば、所論が指摘する原審裁判所の措置に関し、訴訟手続の法令違反があるとはいえない。

なお、所論が、証拠以外の情報に裁判員が触れることが裁判の公平を妨げる旨主張する点について付言しておく、裁判員は、裁判長から、事実の認定は証拠によることなどの説明を受けた上、法令を遵守する旨の宣誓をして裁判員の職務を行っているものであり（裁判員法39条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則36条）、所論が指摘するような、公判手続外での第三者からの一方的な情報提供があっても、証拠裁判主義についての適切な理解があれば、裁判への影響はないといえるから、所論指摘の事情が、そのこと自体で、当該裁判員について不公平な裁判を行うおそれを生じさせるものということもできない。裁判員法は、何人も、被告事件に関し、選任された裁判員や補充裁判員に接触してはならない旨定めており（同法102条1項）、被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、事実の認定や刑の量定についての情報を提供することなどに罰則を定めるなどして（同法106条以下）、裁判の公正やこれに対する信頼を確保するとともに、裁判員等の生活の平穩を保護し、その負担を軽減しようとしており、所論が指摘するような裁判員への情報提供はそれ自体容認できるものではないし、裁判員裁判を実施する第一審裁判所としてもそのような状況が生じないように努力すべきであるが、情報提供者に問題があるからといって、一方的に情報提供を受けただけの裁判員に公平な裁判を期待できなくな

るわけではない。

これらによれば、訴訟手続の法令違反をいう論旨は理由がない。」

そして、弁護人による訴訟手続の法令違反の主張を退けた。（控訴棄却、上告後上告棄却、確定）

判例の解説

一 裁判員の解任

裁判員法（以下、裁判員法については条番号のみ記す）41条1項は、宣誓義務に違反したとき（1号）、公判期日等への出頭義務に違反し、引き続き職務を行わせるのが適当でないとき（2号（補充裁判員につき3号））、意見を述べる義務、構成裁判官の示した法令の解釈に従って職務を行う義務、守秘義務等に違反し、引き続き職務を行わせるのが適当でないとき（4号（補充裁判員につき5号））、選挙権を有しないか、欠格事由・就職禁止事由・事件関連不適格事由に該当するとき（6号）、不公平な裁判をするおそれがあるとき（7号）、質問票に虚偽の記載をしたり、質問に対して虚偽の陳述をしたりしていたことが明らかとなり、引き続き職務を行わせるのが適当でないとき（8号）、公判廷において、裁判長が命じた事項に従わなかったり、暴言等によって公判手続の進行を妨げたとき（9号）、検察官、被告人又は弁護人は、これらの事由に該当することを理由として、裁判員の解任を請求することができると定める¹⁾。ただし、7号を理由とする請求は、選任決定がされた後に知り、又は生じた原因を理由とするものに限られる。また、裁判所も、前掲の事由に該当すると認める場合には、裁判員を解任する決定をする（43条）。なお、裁判員は44条1項により、自ら辞任の申立てをすることもできる²⁾。これらについては補充裁判員も同様である。

解任主体は解任事由によって異なっており、一般に客観的な事実に基づく判断が可能であろう1号、2号、3号、6号、9号を解任事由とするときは、当該裁判員裁判を行っている裁判所（以下、「当該裁判体」）が解任主体となる（41条2項2号、43条1項）。一方、客観的な事実からだけでは解任の是非の判断が難しい4号、5号、7号、8号を解任事由とするときは、当該裁判体は解任主体となることが出来ず、同じ地裁の別の合議体（以下、「別裁判体」）が解任主体となる（41条3項及び4項、

43条3項及び4項)。このような差異が設けられた理由については、「裁判員……に対する解任請求の多くは、裁判官と共に審理や中間評議を行った段階においてなされると考えられるから、当該裁判員……をよりよく知る構成裁判官に判断させる方が合理的であり、訴訟経済にも資すると考えられる。しかしながら、構成裁判官が自ら解任するかどうかを判断することとする場合、異なる意見を持つ裁判員……を排除する目的で解任したのではないか、あるいは、意見を同じくする裁判員……であるから、あえて解任しないこととしたのではないかといった疑いを外部から持たれかねない面があることも否定できない」³⁾ からだとされる。なお、裁判員自身から44条1項による辞任の申立てがあった場合には、その理由があると認める場合に、当該裁判体が解任の決定をする(44条2項)。

二 裁判所には「裁判員について生じた事情を訴訟当事者に報告する訴訟法上の義務はない」といえるか

本判決は、「裁判所には、……裁判員について生じた事情を訴訟当事者に報告する訴訟法上の義務はない」として、弁護人による訴訟手続の法令違反の主張を退けた。その理由は、「裁判所は、裁判員について、裁判員法41条1項7号所定の不公平な裁判を行うおそれが疑われる事情があると認めた場合には、必要な範囲で裁判所として事情を確認し、確認した事情を踏まえて43条所定の手続をとるかどうかを検討すれば足り」るからだとするが、この解釈は妥当か。

先述の通り、7号を事由として解任する場合は、それが請求に基づくものでも、裁判所主導のものでも、当該裁判体は解任主体となることが出来ず、別裁判体の判断に委ねることになる。その理由は、裁判官が解任の適否を恣意的に行っているとの疑いを持たれることを排除するためであった。つまり、7号を事由とする解任については、法は、当該裁判体には、7号該当性の判断権限を与えていないとみるべきである。その意味で、「不公平な裁判をするおそれのある者」を裁判員不適格事由と定める18条と、本事案で問題となっている41条1項7号とは、「不公平な裁判をするおそれのある者を裁判に関与させない」という点では共通していても、性質は全く異なるものと解釈する必

要がある。18条は、公判開始前に、(将来の)当該裁判体が、特定の裁判員候補者を訴訟に関与させるか否かの判断なので、当該裁判体は、その時点では個々の裁判員の公判や評議における審理対象事件に対する行動や心証を把握しておらず、当該裁判体が判断することを避ける積極的な理由はない。これに対し41条1項7号は、当該裁判体が個々の裁判員の行動や心証を把握していることを前提として、18条とは異なる解任方法を設けたのである。そうである以上、例えば本事案のような、第三者と裁判員の接触が発生した際、当該裁判体はその裁判員を「不公平な裁判をするおそれがない」(=7号非該当)として別裁判体に通知せず、解任手続を開始しないことは肯定できるとしても、7号非該当の判断は、当該裁判体の独自の判断に過ぎず、法は別裁判体に7号該当性の判断権限を付与している以上、当事者による、判断権者への請求権は十分に保障される必要がある。結果としてそれは、当該裁判体には「事実上の」情報提供行為が要求されていると解釈することとなる。もっとも、当事者に提供する情報としない情報の峻別については、別途検討を要するが、少なくとも、本事案のように、法が明文で禁止する裁判員への接触(102条)や、裁判員に対する請託罪(106条)や威迫罪(107条)の成立が疑われるような事案については、当事者への情報提供が必要であろう。

したがって本事案において、判決期日までに、裁判所が裁判員について生じた事情について把握していなかったならば、裁判所には裁判員に生じたあらゆる事情についてもれなく探知する義務があるとまではいえず、訴訟手続の法令違反は認められないであろう⁴⁾。しかし、事情を把握しながら、当該裁判体の独自の判断によって「7号非該当」と判断し、当事者に情報提供しなかったとすれば、当事者による41条に基づく請求権行使を実質的に没却させることになるので、訴訟手続の法令違反が認められる余地があると解する。特に本事案は複数回の放火等にかかる審理中に、起訴されていない不審火等に関する情報の提供を受けているのであり、事実認定はもとより、量刑判断においても裁判員に与える影響は無視できるものではなく、より一層、当事者に対する情報提供の必要性は高かったともいえよう。

なお、別裁判体に解任の判断をさせることは、

「公判が数日でも止まるという恐怖の事態になるから、受訴裁判所としては、そのような事態は極力発生しないように努めるはずである。裁判所としては、特定の裁判員に少々問題となる行為があったとしても、なるべく目をつぶって、後刻注意をする程度にとどめるであろう。」⁵⁾ との見解がある。この見解の是非はひとまず措くとしても、必ずしも余裕があるといえない審理日程が組まれている裁判員裁判において、解任相当の事態が発生した場合、仮に上記のような見解の結果、裁判所主導の解任もなされず、情報が当該裁判体の内部にとどまったとしたら、本来解任されるべき裁判員が解任されず、裁判の正当性を揺るがすこととなろう。また、場合によっては、当事者が認識しないまま、「法律に従って判決裁判所を構成しなかった」(刑訴法 377 条 1 号。なお、64 条による刑訴法 377 条 1 号の読替え規定も参照)として、絶対的控訴理由を構成することにもなりかねないが、当事者は情報を認識していない以上、上訴によって判決を改めることも出来ない、という好ましくない状況が発生することにもなる。このような事態を避けるためにも、当該裁判体による当事者への情報提供を必要なものとして位置づけることには意味がある。その旨の明文規定を置くことも検討に値しよう⁶⁾。

三 「証拠以外の情報に裁判員が触れること」について

最後に、判決は「付言」として、「裁判員は、……公判手続外での第三者からの一方的な情報提供があっても、証拠裁判主義についての適切な理解があれば、裁判への影響はないといえる」と述べる。紙幅の都合上検討には及ばないが、①「証拠裁判主義についての適切な理解」を如何に担保するか、あるいはそもそも担保可能なのか、②適切な理解があれば、裁判員制度としてそれで十分か、の 2 点に絞って、ごく簡単に触れる。

①については、従来、事件報道が裁判員の判断に影響を与えるのではないかと、という観点から論じられてきたものと共通性がある。報道に関して、「裁判官の対応によって、多くの場合、当該報道の影響を相当程度排除することができるように思われる。もっとも、厳密に言えば、報道の影響が完全に排除できたか否かの検証は、裁判員の心の問題だけに困難というほかない。」⁷⁾ という

裁判官の見解は、公判手続外での第三者からの一方的な情報提供があった場合に、裁判員の「証拠裁判主義についての適切な理解」を厳密に担保することは事実上困難であることを示唆するものといえるし、それは、「情報提供が判決に影響したことはない」という裁判員の弁明によっても変わるものではないように思われる。

②については、当人の責任ではない場合もあるが、例えば、接触事案を起こした裁判員をそのまま裁判に関与させ続けた場合、裁判所の外(=一般市民)から裁判の公正さに疑念を生じさせ、裁判員制度に対する信頼を動揺させないか、考える必要がある。「付言」のいう「(裁判の公正)に対する信頼を確保する」ことも、同じ文脈で捉える必要があろう。これは、当該裁判が適正に行われたかどうかとは異なるが、裁判員制度の健全な運営のためには欠かせない視点だと思われる。

●—注

- 1) 池田修ほか『解説 裁判員法〔第3版〕』(弘文堂、2016年) 131頁参照。
- 2) 最高裁判所事務総局「令和元年における裁判員裁判の実施状況等に関する資料」(<https://www.saibanin.courts.go.jp/vc-files/saibanin/2020/R1-103-1.pdf> (2021年1月9日閲覧)) 図表 22 によれば、判決人員 1001 人に対し、解任された裁判員は 158 人であり、内訳は「宣誓拒否、出頭義務違反、欠格事由等、進行妨害」が 5 人、「その他の義務違反、不公平な裁判のおそれ、虚偽記載等」が 2 人、「辞任申立て」151 人であった。これでは、41 条 1 項各号のどの規定によって解任されたのか、また、当事者請求型解任なのか、裁判所主導型解任なのか不明である。より詳細な統計の公表が望まれる。
- 3) 辻裕教『「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説(2)」曹時 59 巻 12 号(2007 年) 135 頁。
- 4) ただし、仮に当該裁判体が判決期日以降(上訴期間中、上訴審係属中、判決確定後等)に事情を把握した場合、裁判所が如何なる行動を取るべきかは別途検討を要する。また、裁判員も自分に「不公平な裁判」をしかねない何らかの事情が生じた際には、確実かつ速やかに当該裁判体に報告する必要があるだろう。
- 5) 西野喜一「裁判員の解任」判時 2227 号(2014 年) 9 頁。
- 6) 付言すれば、同時に、適正な裁判手続を保障するためには、裁判期日の変更、延期、追加もある程度やむを得ない、と考えることも必要であろう。
- 7) 村瀬均「裁判員裁判と報道」原田國男判事退官記念論文集『新しい時代の刑事裁判』(判例タイムズ社、2010 年) 390 頁。